

平成30年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成30年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

11番 小高良則

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫
会計管理者		金崎正人
財政課	長	會嶋禎人

国保年金課長	吉田正明
高齢者福祉課長	田中和彦
下水道課長	中村正巳
水道課長	山本安夫

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	大木俊行
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美
市民課長	春日葉子
障がい福祉課長	廣森孝江
子育て支援課長	高梨富美子
健康増進課長	石井健一
市民協働推進課長	古内博
高齢者福祉課副主幹	中川光秀

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教育総務課長	川名弘晃
--------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	内海洋和
----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大木俊行
-------------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事	務	局	長	川	崎	義	之
副		主	幹	小	川	正	一
副		主	幹	中	嶋	敏	江
主			査	須	賀	澤	勲
主		査	補	嘉	瀬	順	子
主	任	主	事	藏	村	隆	雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成30年2月26日（月）午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第23号、議案第25号から議案第30号
質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告します。

最初に、丸山わき子議員より、本日の質疑をするに当たり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届け出が小高良則議員よりありました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第2号から議案第23号及び議案第25号から議案第30号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

おはようございます。それでは、順次質問させていただきます。

まず、議案第3号 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

付議案7ページをお願いいたします。引き上げの根拠について伺いますけれど、議案説明資料によりますと、今年度の人事院勧告等において、一般職の勤勉手当の増額改定になったことが、近隣市の状況などを踏まえ、議員の期末手当を0.25カ月分引き上げ、年4.2カ月分とする、そのための改正でございます。0.25カ月分増やす場合の影響額、概算で509万1千572円でございます。この人事院勧告は私は大切だと思うんですけど、勧告以外に、今回、議員の期末手当を引き上げる根拠は何なのか、伺います。

○総務部長（山本雅章君）

人事院勧告以外の理由としまして、印旛管内の6市の平均の支給率、こちらが今現在4.2カ月分となっております。それにするためには、八街の場合ですと0.25カ月分の引き上げが必要。これを引き上げることによって4.2カ月分になりますので、一般職との格

差、それから、印旛管内の格差、これを解消するために増額改定を行うものです。

○京増藤江君

確かに、一般職の手当引き上げは、私はこれはやはりすべきだと思うんですよ。私は、議員については、近隣と比べて求めがあったのですけれど、八街市の場合は、近隣と比べても本当に国保税、また、市税等の収納率が大変悪い。それだけ市民の暮らしが大変だという状況にあると思うんですね。ですから、近隣と比較して、また、人事院勧告、これもよくわかりますけれど、しかし、まずは市民の暮らしをどう守っていくのか、それがないと、私は市民から、議員の手当を増やす、こういうことには理解が得られないのではないかなと思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

先ほど申しあげました近隣市、特に印旛管内ですね。そちらをもう一度申し上げますと、成田、白井が4.4カ月、それから、佐倉が4.35カ月、富里が4.2カ月、それから、印西市がちょっと低くて3.95カ月、今現在の八街の支給率と同じですね、3.95カ月。四街道が3.9カ月。やはり、こうして比べますと、明らかに格差が生じてしまいますので、この0.25カ月分を引き上げることによって富里市と同じ支給率になることから、0.25カ月分を引き上げするものです。

○京増藤江君

その説明はわかりますし、それから、各説明もちゃんとしてありますので、表にもなっておりますので、説明はよくわかります。ただ、市民の暮らしをどうするのかという点については、今後、ぜひそここのところに力を入れていただきたいなど、その意見を述べまして、次の議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、伺います。

付議案8ページです。第1に、市税等徴収指導員の設置についてでございます。この設置については、本市の徴税理由のより一層の徴収技術の向上を図るために、専門的知識、経験を有する者を市税等徴収指導員に委嘱し、助言や指導等を受けるために設置するとあります。この間、市税、国保税の徴収率、現年課税分は上がっております。しかし、これは、市民の収入が増えたからではありません。差し押さえ件数の増大です。平成28年度の差し押さえ件数は661件で、平成26年度の約1.97倍、預貯金の差し押さえは341件で2.58倍、また、給与の差し押さえも3.62倍となっております。差し押さえの強化によって徴収率が上がっている、これが実態だと思います。今後もさらに徴収指導員を設置するという事は、さらなる徴収強化につながっていくのか、これが大変心配されます。市税等の滞納理由についてどのように捉えているのか。また、徴収率の目標について、伺います。

○総務部長（山本雅章君）

市税等の滞納の要因といたしますか、原因といたしますか、そこら辺について、答弁をいたします。

統計数字的にそこまで処理はし切れておりませんが、やはり、市税に優先して、住宅ロー

ンですとか車のローンですとか、そちら優先するケース、こういったものが見受けられます。それで、滞納となっている方の所得とかを見てみますと、所得が0円、全くない方が、滞納者に占める割合で言いますと約24パーセント。この所得0の中には、未申告、申告されていない方も含まれておりますので、そういう方を0扱いしたケースとなります。それから、所得金額が1円から100万円未満、この方が約10パーセント。ですので、先ほどの24パーセントと合わせますと、所得金額100万円未満の方の占める割合は34パーセント程度ということになっております。

○京増藤江君

今のご説明ですと、滞納されている方の3割以上が100万円未満の所得だと。大変低いと。本来ならば、税金が減免なり、また、免除される可能性はたくさんあるのではないかと、そういうふうに思われる方たちだという可能性はあると思うんですが、こういう方たちに対して、今まで徴収強化をされてきたのですけれど、果たして徴収をしてもいいのかどうか、生活状況に従ったそういう相談活動は懇切丁寧にされてきたのかどうか、私はここが大事だと思うんですね。そして、この徴収指導員を設置することによって、そのような対応は懇切丁寧にされるのか。それとも、徴収のためのさまざまな知識や経験を聞くというようなことを述べているわけですから、全くの徴収強化になってしまうのか、ここが問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

徴収指導員の設置の目的ですけれども、これは、市の徴税員の滞納整理能力の向上であるということです。それで、滞納整理能力の向上といいますのは、やはり市にとって一番必要なものというものは、現金にほかなりません。しかし、徴収率の向上という面に着目をいたしますと、ただ現金を集めるということも非常に大事ですけれども、あと、先ほどから議員ご指摘の所得のない人はどうするのかという部分で、その分母の部分減らしていくということも徴収率向上のためには非常に大事な部分になってまいります。そうすると、そういった場合の対応として、滞納処分の執行停止、こういったものが今まできちんとなされてこなかったという経緯もございますので、そういった部分についても、適切な助言をいただいた上で、執行停止、それから、税として落とすしていくという、そういった手続的なことの助言もいただくことになっております。

○京増藤江君

その生活状況によっては、税の執行停止、こういうことも、住民の方をあまり苦しめないで、早いうちにきちんとどうなのかというところで対応ができれば助かる部分もあるのかなと思います。本当に市民の暮らしが大変な中で、先ほどの答弁にもありましたように、3割以上が所得100万円未満の滞納者の方たちに対して、どうすれば暮らしが成り立つのか、そういうところでの懇切丁寧な相談に乗っていただきたいと思います。

次に、市税と徴収指導員の報酬についてお伺いします。1日の報酬を1万9千円ということとでかなりお高いということで、市の方もかなりの成果を期待されることと思うんですけれ

ど、1カ月の勤務日数はどの程度になるのか、伺います。

○総務部長（山本雅章君）

報酬につきましては、日額報酬ということで1万9千円というふうに決めておまして、今想定しておりますのが、週2日程度の勤務で、1日当たり7時間30分の勤務で予定をしております。

○京増藤江君

週2日間の勤務ということで、徴収率はどのぐらいの増加を見込んでいるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（山本雅章君）

ごめんなさい。報酬の額のことですか。

○京増藤江君

やはり、これだけの報酬をお支払いすると。それについては、市の方も、例えば徴収率をどのぐらい上げるかとか、そういう目標を持っておられると思うんです。だから、その点についてはどの程度を見込んでいるのか、伺います。

○総務部長（山本雅章君）

徴収指導員を設置することによって、徴収率を何パーセント上げるですとか、そういった目標はございません。

○京増藤江君

費用対効果といつもおっしゃるのですが、その点はどうなのかなと思います。とにかく、この徴収指導員の設置によって、生活が苦しくて滞納している方たちを苦しめないようにということだけは、私は強調しておきたいと思います。

次に、議案第5号、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、付議案10ページです。これは、市長、副市長、それから、教育長の期末手当支給率を0.25カ月分の引き上げ、そして、年4.2カ月分とするものです。これも、先ほど説明があったように、人事院勧告や近隣市の状況などを踏まえての改正となっております。改正による影響額の概算は73万8千459円と表にありますけれど。八街市においては、先ほどから私も取り上げておりますけれど、徴収指導員を設置して、市税等の一切の徴収強化を図らなければならない八街市の状況なんですが、そのような中で、特別職の期末手当、支給率を引き上げる根拠があるのかどうか。やはり、ここは我慢をしていただいて、市民のまず暮らしを守っていく、そういうところに力を入れていくべきではないかと思うんですが、この引き上げる根拠を伺います。

○総務部長（山本雅章君）

これにつきましては、先ほどの議案第3号と同様の理由によるもので、特別職と一般職との支給率の格差、それから、印旛管内の市、町の特別職の支給割合との格差、こういってところがございますので、今回、0.25カ月分の引き上げをするものです。

参考までに申し上げますと、成田市が4.4、それから、佐倉市が4.35、白井市が4.

3、富里市が4.2、四街道市が3.9、印西市が3.85、平均しますと4.2カ月分ということから、今回、0.25カ月分引き上げて、4.2カ月分にするものです。

○京増藤江君

これは、近隣の状況とか、そういうご説明はよくわかるのですが、市民の暮らしとのバランスはどうなのかという点で理解が得られるのかどうかと、ここを私は重視するわけでございます。市民の暮らしをいかに守るか、ここに新年度の市政に重点を置いていただきたいと思えます。

次に、議案第18号、平成29年度八街市一般会計補正予算について、伺います。

予算書23ページ、5款1項3目農業振興費についてでございます。農業後継者対策事業費について、青年就農給付金、約581万円の減額なんですけど、この減額理由、及び青年就農給付金受給者の現状について、伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

この581万2千円の減額につきましては、青年就農給付金の新規対象者の給付金を当初、満額の150万円で見込んでおったわけなんですけども、新規対象者が6名いるわけなんですけど、年度の途中での申請であったため、本年度の給付金が半額に、要は75万円になったということによる減と、予定していた1年は、私事都合により申請を取りやめたということでございます。

○京増藤江君

途中からの支給ということと、1名が申請を取り下げたということでございます。本当に青年就農給付金、これからの後継者育成対策としては本当に重要だと思うんですけど、その申請を取りやめた理由というのはどういうものか、お聞きしたいと思えます。

○経済環境部長（江澤利典君）

その方についてはいろいろ諸事情がございまして、家庭の事情というか、そういうものがあるということはお聞きしています。

○京増藤江君

農業を継続していく、そして、経営をきちんと赤字をなくしていくというようなところは、本当に、新規に就農された方の声を聞きましても、大変な状況だなということはいくつもわかりますので、せつかくそういう志がある方たちが農業を後継者としてやっていけるように、またさらに八街市の農業が発展していく、そういう方向が必要だなと思えます。

今、市民の方たちが、八街市をどういうふうな街にしたいかというようなときに、やっぱり経済的な裏付けが必要だということで、それ以外にないのではないかと、こういう声はかなり聞こえてまいりますので、ぜひ農業後継者対策事業のしっかりとした充実を求めたいと思えます。

次に、耕作放棄地解消対策事業費について、24ページです。荒廃農地等利活用交付金、これは263万円の減額なんですけど、この理由について伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

この263万3千円の減額ということでございますけれども、現在は、耕作放棄地対策の国の交付金として、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金と、荒廃農地等利活用促進交付金の2種類がございます。耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、千葉県が基金を積み立てして、基金事業として平成21年度から平成30年度まで実施しているという事業でございます。また、荒廃農地等利活用促進交付金は、平成29年度から新たな事業として立ち上がっております。なお、この両事業とも、事業内容、補助率については同様のものとなっているところでございます。

そこで、千葉県において、これまで積み立ててある基金事業の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の基金がなくなるまで優先して活用して、基金残高を超える場合には、荒廃農地等利活用促進交付金の事業に切りかえるという予定でございました。このことによって、本市でも本年度（平成29年度）に予算措置をしたところでございます。

そうしたところ、県内各市、町の要望を精査した結果、基金残高が平成30年度までは超えることがないということになったものですから、従来の基金事業での対応ということになったことによる、要は、基金事業は交付金が市を経由しないため、全額減額というふうになったところでございます。

○京増藤江君

市の経由はないけれど、交付金の支給については変わりがないというような、そういう説明だと思うんですけど、荒廃農地等の利活用の今後の見通しについてはどういう、八街市の荒廃の土地はどんなふうになるのか、見通しについて伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

この事業の事業内容の目的なんですが、地域における荒廃農地の再生利用や保全管理等のために実施する再生作業及び営農に係る経費の補助として交付金が交付されるわけです。実際、今、この予算が減額になったわけですが、平成26年度、27年度、28年度と申しますと、実際に事業は、要は基金事業として実施をしているところでございます。今後も、荒廃農地の解消に向かって、当然必要な事業ですので、この事業を活用して、荒廃農地をなくす事業を積極的に推進していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

荒廃農地を少しでも少なくしていく、そして、八街市の基幹産業として農業を大切に育てていくというところでは、ぜひさまざまな制度も利用し、また、八街市としてもここに力を注いでいただきたいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第25号、第26号、第30号について、質問をさせていただきます。

始める前に、私は、今回の質問にあたりまして、ホームページから資料を出したものを配

付させていただきました。これを見ながらの質問にもなりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、議案第25号の国保特別会計予算についてであります。

国保の広域化による保険運営がいよいよ4月から始まるわけですが、それにあたりましては保険料の設定がございまして、本市の激変緩和による最終的な保険料の設定について、お伺いたします。県が示した保険料は、本市の場合、5千9円安くなるというのですが、国は、市町村は、標準保険料率等を参考に、個々の事情に応じた賦課徴収保険料率を決定するというふうにしてありますが、保険料がどのように設定されるのか、お伺いたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

ただいま丸山議員のほうから参考資料として配付がございましたこの一覧表でございますけれども、これにつきましては、平成30年度の国保の広域化に向けまして、国から示された診療報酬のマイナス改定、あるいは、公費拡充分なども踏まえまして確定係数に基づいて、県が算出をいたしました理論上の標準保険料というものでございます。具体的に申し上げますと、この標準保険料につきましては、全市町村を同時保険で比較をすることによって、低所得者の方にかかります保険料の軽減、あるいは、赤字補填等を目的の法定外繰り入れなどによります保険料の引き下げの要因がないというふうに仮定をいたしまして、本来集めるべき保険料の総額から医療費の被保険者総数で割った理論値ということになるものでございます。

さらに、制度変更の影響によりまして、保険料の急激な負担増とならないように、国のガイドラインに基づきまして激変緩和措置を講じて保険料を算出しているというものでございます。この方法をベースにいたしまして、まず、平成28年度の標準保険料を算出いたしました。さらに、激変緩和措置を講じて算出いたしました平成30年度の標準保険料というものを比較したものがこの一覧ということになります。この結果、今、議員がおっしゃいましたように、本市におきましては、平成28年度の標準保険料が9万795円、これに激変緩和措置を講じた平成30年度の標準保険料というものは8万5千786円ということになります。この県が示しております標準保険料率というものを参考にいたしまして、各自治体でその保険料率というものを決定することに至るわけですが、確かに、これだけ見れば、保険料というものは下げられるのではないかというところになるわけですが、本市におきましては、国保財政につきましてはかなり赤字財政ということにもなっておりますので、平成30年度の税率改正というものについては行わないということでございます。

○丸山わき子君

それでは、激変緩和で5千9円ほど安くなるけれど、八街市は見直しをせず従来どおりでいくのだということのわけですね。ただ、八街市の国保税は高いわけで、収納率が大変低いですね。こうしたところでの対策を当然とっていかなきゃならないのではないかとというふうに思うんですけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

確かに、本市の国保財政につきましては、このところずっと赤字ということになっているわけです。徴収率のほうも非常に低迷をしているということもありますけれども、今後はさらに徴収面につきましては、かなり尽力をした中で、少しでも徴収率についての上昇というものを図ってまいりたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

やはり、広域化になる中で、このまま徴収率が低い、こういうことを引きずっていくということは、今後大変な状況になるのではないかなというふうに思うわけですが、それにつきましては、2回までしか質問ができませんので、後に回していきますけども。

2点目に、この間、八街市は、今、課長が言われたように、赤字の財政状況でございました。法定外の繰り入れをやった時期もありましたけれども、それをやめた途端に、今度は繰り上げ充用というような対応をしてきたわけなんですけれども、市はこの間、こうした、補ってはきたのですけども、今後は広域化になりますとどのような対応になるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

このたび策定をされました県の国民健康保険運営方針の中では、決算補填等を目的とした法定外の一般会計の繰り入れ、それから、繰上充用というものにつきましては、解消または削減をすべき赤字だというふうにされておまして、平成28年度以前の繰上充用金につきましては平成30年度に計画を策定して、原則として平成35年度までに解消するように求められているところでございます。しかしながら、法定外の一般会計の繰り入れなどの早急な解消、あるいは削減というものは、被保険者の方々の保険料負担の急激な増加につながる場合もあるというようなことから、地域の実情を十分に勘案した上で計画的に行う必要があるとされております。したがって、今後の対応につきましては、県からの助言も受けつつ、最善の方法というものを財政当局の方と慎重に協議してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今後は、広域化、赤字は35年度までに解消していかなきゃならないんだけど、市民への負担増につながらない方向でやりなさいよと、やっていくんだよというようなことなんですけども、ぜひそういった方向での対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、35年度まで激変緩和期間というのが設けられているわけなんですけれども、今の問題もそうなんですけども、広域化した後、6年間は保険料に対する激変緩和がされるわけなんですけれども、その間、各自治体はどんな取り組みが求められていくのか、具体的にはどういうことをやらなきゃならないのか、その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

県が算出をいたしました標準保険料を各市町村がきちんと徴収できれば、基本的に赤字は発生しないというのが国の考え方でございます。したがって、今度、激変緩和期間でも

具体的な取り組みというお話でしたけれども、本市におきましては、この激変緩和措置が講じられている期間の中で、特に赤字というものがございまして、その赤字の解消、そして、安定的な財政運営というものを図る取り組みというものが県のほうからも求められてくるのではないかとというふうに考えております。

○丸山わき子君

国保の広域化というのは、今、国保が抱えている事情、低所得者層が多いんですよというのと、保険料の負担が大きいんですよという、こういう構造的な矛盾を解決する場ではないんですね、広域化というのはね。最終的には、広域化というのは、統一の保険料金にしていこうと。それが最終的な目標なわけですね。ですから、6年間の激変緩和期間を設けておくから、その間にとにかく赤字をなくしちゃいなさいよと。安定的な財政運営をと言われても、もともと矛盾を抱えた国保運営なわけですから、これはもう到底やり切れないのではないかと。地方自治体自身が大変負担を感じる。もっと矛盾を持たざるを得ないような状況になってくるというふうにも思うわけですね。

本当に広域化で国保運営の改善は期待できないというふうに思うわけですが、私は市長にお伺いしたいのですが、今言ったように、県は最終的には保険料の統一化や収納率の向上の強化が求められてくると。広域化によって本当に財政の安定が確保できないことは明らかで、今後こういった広域化が進められていくわけですがけれども、これをもっと改善するという方向を、これは市長は国に対して意見を言うべきじゃないかというふうに思うわけなんです。この間、全国知事会でも全国市長会でも、このままでは広域化は困りますよということの意見を言うてきているのですけれども、少しでも改善に向けての取り組みが具体化されているのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、今、丸山議員からご指摘のとおり、全国市長会でも、こうしたことを鑑みまして、国民健康保険制度、いわゆる国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、国保の都道府県単位化を推進するとともに、この推進とともに、国庫負担の割合の引き上げを行っていただきたいと。そして、いろんな意味で国保の財政基盤強化、拡充、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。あるいは、特に低所得者に対する負担軽減策の拡充、強化、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するという事で、全国市長会でもこういったことを踏まえて決議しておりますし、また、今は広域化ということでもありますので、私どもも千葉県の方針をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

やはり、国保制度というのは社会保障制度だと思います。その保険料を一本化させてしまう。いろんな自治体が強弱がある中で保険料を一本化させてしまうような、こういう広域化のあり方というのは絶対あってはならない。本来なら国がもっともっと補助金をつけて、社会保障として進めていかなければならない事業であるというふうに思います。この広域化に

よって国保制度が解体されるようなことがあってはならないと、このように思いますので、ぜひこれは、市長が先頭に立って国保を守る、そういう取り組みを進めていただきたい、このことを申し上げておきたいというふうに思います。

議案第26号の後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

後期高齢者も、2年に一度の保険料の見直し、30年度はございます。私は、これもホームページから取り出した資料を配付させていただいているところですが、これは、月平均保険料はどのくらいになるのか。また、本市の引き上げ総額は全体でどれくらいになるのか、答弁をいただきたいとします。

○国保年金課長（吉田正明君）

この件につきましても、丸山議員のほうから資料を配付いただいているわけですが、この資料にございますとおり、今回の改正によりまして、均等割額が4万400円から4万1千600円の増、それから、所得割率が7.93パーセントから7.89パーセントで、0.04ポイントの減ということになります。これを、平成29年度の当初賦課ベースで1人当たりの金額、月額ということでの質問で、申し訳ありませんけれども、平均保険料の年額で比較をさせていただきました。これでいきますと、約5万1千700円であったものが5万2千200円ということになり、おおむね500円程度の増額ということになる見込みでございます。総額で、この保険者数を8千398人と見ますと、約420万円程度が総額になる見込みでございます。

○丸山わき子君

後期高齢者の滞納者も増えてきているわけですね。高齢者の皆さんがどなたもおっしゃることは、年金がどんどん減らされていくと。消費税増税、本当に日常的な暮らしの中で、この消費税増税は大きくのしかかってきていると。アベノミクスのもとで何ら恩恵はないと。本当に生活が圧迫されているんだという中で、こうした後期高齢者の皆さんの保険料の引き上げが行われていくわけなんですけれども、広域化ですから、広域化された中での保険料の見直しですので、担当課の職員にこの引き上げは妥当かということも質問しても、職員の皆さんは困ってしまうだろうというふうに思いますが、引き上げの根拠となったものはどのようなものだったのか、そういう連絡はあったのかどうか、その辺についてお願いします。

○国保年金課長（吉田正明君）

今回、こうした保険料の引き上げの要因になったというものは、やはり、後期高齢者人口の増、それから、あるいは、かかります医療給付費の増というものがかなり大きく影響しているものだというふうに考えております。

○丸山わき子君

そのことはまた後でご質問させていただきますが、2点目に、後期高齢者医療制度が10年前に始まったときに、導入を担当した厚労省の課長補佐が、医療費が際限なく上がっているんだと。痛みを高齢者に直接感じてもらうんだと、こんな大変失礼な言葉を発したわけですね。高齢者を囲い込んで、負担増という医療差別を押し付ける制度を作り上げてしまった

わけですね。高齢者の中から、これではまるでうば捨て山だと、怒りの世論が広がったわけですね。当時、こうした世論に押されて、保険料の特例軽減が設けられたと。ところが、この特例軽減は28年度から見直しがされてきたというわけですね。75歳になるまで家族扶養となっていた方は、28年度まで9割軽減であったものが、29年度には7割軽減になったと。30年度は5割軽減と、年々軽減が縮小されて、31年度からはこの軽減がなくなってしまう。全額を負担しなければならないというような、高齢者にとっては本当に地獄のような負担増になるわけですが、30年度の縮小による影響はどのくらいになるのか、その辺についての答弁をいただきたいと思います。

○国保年金課長（吉田正明君）

今、丸山議員の方からお話のございました今回の保険料軽減の特例措置の見直しにつきましては、お話があったとおり、会社の健康保険などの被扶養者であった方に適用いたしております均等割の軽減が7割から5割に縮小されるというものでございますけれども、この軽減縮小による影響ということでございますが、該当いたします元被扶養者の数が449人、全体の5.3パーセントに当たる中で、1人当たり8千200円程度の増額になるかと思えます。したがって、総額で約368万円ほどの金額になるものでございます。

○丸山わき子君

市の28年度の後期高齢者医療制度の決算を見ますと、滞納者件数は前年度より1.4倍に増えているわけですね。これは、確実に軽減措置の縮小が大きく影響しているということは明らかですね。31年度からは保険料は全額負担となると。ですから、保険料が10倍にはね上がる、当初からいきますとね。10倍にはね上がる仕組みが出てくる。そうなれば一層滞納者が増えることは明らかであるということで、こういった軽減措置がなくなって負担増になることによる滞納者増をどのように受けとめているか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○国保年金課長（吉田正明君）

後期高齢者医療制度が発足を10年が経過する中で、今後も持続可能な医療制度としていくためには、この制度本来の保険料をご負担いただくということを前提にした中で、段階的に見直しがされてきているものというふうに理解しておりますので、この辺の特例軽減の見直しにつきましてはご理解をいただきたいと思えます。

○丸山わき子君

高齢者にとっては、本来の保険料を払っていただくのだというふうに言われても、暮らしが成り立たないという状況の中で、こうした高額な保険料がどんとかぶさってくると。本当に八街市の徴収率が一層悪化することは明らかであるというふうに思います。これは八街市独自の対応策を検討しなければならないのではないかとこのように思います。

それから、もう1つ、今回の保険料の問題の中では、年収153万円から211万円の高齢者の所得割部分を軽減する特例措置、これも、28年度は5割軽減から、29年度は2割軽減となり、30年度は軽減なしということになるわけですが、この廃止の影響と人

数、総額は一体どのくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○国保年金課長（吉田正明君）

保険料軽減の特例措置の見直しにつきましては、保険料の賦課のもとになります所得金額58万円以下の方に適用しておりました、その所得割の2割軽減措置というものを廃止するものでございますけれども、この軽減廃止によります影響につきましては、該当者の方が961人、全体の11.4パーセントに当たりまして、おおむね1人当たり4千640円程度の増、総額で約445万9千円程度になろうかと思えます。

○丸山わき子君

じわりじわりとこのように軽減措置を取り払って、高齢者の皆さんに重い負担を押し付けていくわけなんですけれども、これは市長に私はもう一度、後期高齢者医療制度のところではお伺いいたします。

私は、国に対して特例軽減の継続を求めていく、これは必要であるというふうに思います。先ほど課長が苦し紛れに、本来の保険料に戻さざるを得ないんだということを言われていたのですけれども、そうではないと。高齢者の暮らしを守る、命を守る立場から、ぜひとも国に対して特例軽減の継続を求めること。

それから、いま1つは、県の後期高齢者医療広域連合に対して、29年度末の財政安定化基金の残高は66億円見込まれているわけです。先ほど来、この保険料を引き上げることによって、八街市は420万円増えますということを答弁されたわけなんですけれども、県の基金が66億円もあるわけですから、後期高齢者の保険料を引き上げなくても済むのではないかというふうに思うわけですね。これは、全県から見ても、そんなに引き上げをしても、66億円の中から払える十分なお金はあるはずだと。そこで、やはりこれを取り崩して、保険料の引き上げをしないように、これを市長から要望していただけないのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

まず、後期高齢者医療制度のことをございますけれども、保険料の軽減措置、見直しにあたっては、被保険者の負担感を十分配慮するという事も申し上げておりますし、被保険者の現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置の具体的な内容を早期に提示していただきたいというようなこととあわせて、十分な財政措置を国の責任において講じることということで決議しております。なお、この決議文につきましては、関係省庁、関係機関、全国会議員に要望文を渡してございます。今、最後に、千葉県のことにつきまして丸山議員からお話がございましたけれども、その辺の部分につきまして、千葉県市長会の中で議論してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

ぜひ、これは本当に、今の後期高齢者の中では、軽減措置を解消すれば滞納者が増えるということは明らかになっているわけですから、なったわけなんですから、これは真剣に受けとめていただいて、国、県への具体的な申し入れをしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、議案第30号の介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてということで、第4条の改正内容について、第7期がまた4月から、介護保険事業が新たに始まるわけですが、この7期の介護保険事業にあたって、保険料の対象者区分の改正を行うというのが今回の条例制定でございます。

その前に保険料についてお伺いするわけなんですけれども、第7期は介護保険料の見直しをしないということのようでございます。年金の削減、また、消費税増税のもとで生活が圧迫されている市民にとっては、保険料が高いまま第7期を迎えることになるというふうに思うわけなんですけれども、これは、引き下げるという選択肢もあったというふうに思うわけなんですけれども、こういった点ではどのような見解なのか、お願いいたします。

○高齢者福祉課副主幹（中川光秀君）

65歳以上の方の第1号被保険者の保険料は、市の介護保険サービス費用が賄えるよう算出された基準額をもとに決定されています。第7期の保険料は第6期の保険料と同額の月額5千270円を上程させていただいております。この金額で、第6期については介護保険財政の方の運営がうまく賄えるような基金の方も順調にご用意できるような形にもなっておりますので、今のところ、引き下げというよりも、現状維持でお願いしたいというふうに考えております。所得に応じて負担を求めるという観点から、所得段階別の定額の保険料を定めておりますので、その辺はご理解いただけるようお願いしたいと思います。

○丸山わき子君

定額の対応をしているんだよということの答弁がございましたけれども、この介護保険料につきましては、県下で7番目に高い保険料だと。しかも、収納率はワーストワン、こういう実態を無視した保険料になっているわけですね。これに対して市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、丸山議員からご指摘があったことございますけれども、たびたび申し上げて大変恐縮でございますが、低所得者の方々の保険料軽減については、国の制度に準じて負担軽減を行っておりますし、特に低所得者に対しましては、低所得者に対する介護保険料、あるいは、利用料の軽減策は、やはり国の責任においてしっかり統一的な対策を講じるよう、また、特に、社会保障・税一体改革による低所得保険料の軽減強化のための1千400億円は確実に確保するという決意しておりますし、しっかり市長会の中でもそうしたことは国の方へ要望しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○丸山わき子君

市長会で要望していますよということなんですけれども、やはり、これが自治体で対応できる、そういう強い取り組みも進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、時間がございませんので、次の（2）の、各段階、1段階から10段階、保険料の徴収にあたってはあるわけですが、各段階の対象者数の増減、これはどのようになっているのでしょうか。

○高齢者福祉課副主幹（中川光秀君）

平成29年度段階人数と国のワークシートに基づいて算出させた平成30年度の推計人数を比較いたしますと、第1段階では、平成29年度では3千629人、平成30年度推計値では3千852人で、223人、約6.14パーセントの増でございます。

第2段階では、29年度では1千172人、平成30年度推計値では1千196人で、29人、約2.05パーセントの増になります。

第3段階では、平成29年度では976人、平成30年度推計値では1千55人で、29人、約2.97パーセントの増であります。

第4段階では、平成29年度では3千403人、平成30年度推計値では3千711人で、308人、約9.05パーセントの増です。

第5段階では、平成29年度では2千157人、平成30年度推計値では2千153人で、4人、約0.19パーセントの減になります。

第6段階では、平成29年度では3千306人、平成30年度推計値では3千347人で、41人、約1.24パーセントの増です。

第7段階では、平成29年度では2千201人、平成30年度推計値では2千282人で、81人、約3.68パーセントの増です。

第8段階では、平成29年度では1千369人、平成30年度推計値では1千409人で、40人、約2.92パーセントの増になります。

第9段階では、平成29年度では548人、平成30年度推計値では557人で、9人、約1.64パーセントの増になります。

第10段階では、平成29年度、568人、平成30年度推計値では566人で、2人、約0.35パーセントの減となります。

○丸山わき子君

今の説明ですと、第1段階、それから、第4段階にかなり集中して増えているというのがわかるわけなんですけれども、特に、普通徴収のうち約3分の1、滞納せざるを得ない状況となっているのが第1段階だというふうに思うんですが、この中で、やっぱり第1段階が増えるということは、滞納者も今後増えていく可能性があるかと。27年度の普通徴収の収納率は79.7パーセント、28年度78.5パーセントと、増えているわけですね。ここでもやっぱり、今後、30年度も、ここで対象者が増えれば滞納者も増えていくことは明らかであるということで、現在も、第1段階の保険料基準額を0.45にしてあるというふうに言われていますけれども、それでも滞納者が増えている。これはやっぱり何らかの措置をとっていかねばならないのではないかというふうに思います。

それから、いま1つ、ちょっと時間がございませんので、第7・8・9段階の見直し、これをやるということのようなんですけれども、この見直しの理由と影響について、お伺いいたします。

○高齢者福祉課副主幹（中川光秀君）

これについては、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成30年4月1日から施行されること。また、第7期より65歳以上の方、第1号被保険者の負担割合が23パーセントに引き上げられること、これは、第6期では22パーセントだったことから、1パーセントの引き上げがなされる予定になっております。このことにより、第7、第8段階の各段階の上限額を引き上げることにより、保険医療負担の軽減を図っているものではないかと思われています。

○丸山わき子君

じゃあ、最後です。この中間層の見直しだけでなく、やはり、先ほども言いましたけども、低所得者層への配慮も必要だということで、ぜひともこれは、私は見直しを求めていますというふうに思います。

○議長（木村利晴君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度八街市一般会計補正予算）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第2号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了します。

これから採決を行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

ただいま議題となっています議案第3号から議案第23号及び議案第25号から議案第30号を、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日2月27日から3月18日までの20日間を、各常任委員会、特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。2月27日から3月18日までの20日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦勞さまでした。

(散会 午前11時12分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第23号、議案第25号から議案第30号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

-
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度八街市一般会計補正予算）
- 議案第3号 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第9号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 平成29年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議案第21号 平成29年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第25号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第26号 平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第27号 平成30年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第28号 平成30年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成30年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第30号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について